

鎧畑及び田沢湖発電所大規模改良事業

06-DK-11

モニタリング基本計画書

令和6年4月

秋田県産業労働部公営企業課

目次

第1章 総則.....	1
1 モニタリング基本計画書の位置づけ	1
2 用語の定義	1
(1) 要求水準確認計画書.....	1
(2) 要求水準確認報告書.....	1
3 モニタリングの概要	1
(1) 基本的考え方.....	1
(2) 内容	1
(3) モニタリング実施計画書.....	2
4 モニタリングの方法	2
(1) 書類確認.....	2
(2) 現地確認.....	2
(3) 会議を通じての確認.....	2
5 費用負担	2
第2章 モニタリングの時期・手順.....	4
第3章 要求水準未達の場合の措置.....	5
1 改善勧告	5
2 契約の解除	5

第1章 総則

1 モニタリング基本計画書の位置づけ

本モニタリング基本計画書は、鎧畑及び田沢湖発電所大規模改良事業（以下「本事業」という。）の事業期間中にわたり、受注者が設計・施工請負契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準の充足を確認するための考え方、具体的な内容、その方法等に係る基本的事項を示すものである。なお、本モニタリング計画書において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、設計・施工請負契約書において定める意義を有する。

2 用語の定義

(1) 要求水準確認計画書

調査・設計業務、建設業務のそれぞれについて、受注者が要求水準の確保を図るために、業務が適切に実施されているかどうかを確認する方法と時期を記載した計画書をいう。

(2) 要求水準確認報告書

調査・設計業務、建設業務のそれぞれについて、受注者が業務の実施に関して、要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認した結果を記載した報告書をいう。

3 モニタリングの概要

(1) 基本的考え方

モニタリングとは、本事業の履行に関し、受注者が行った業務の内容が設計・施工請負契約に基づき適正かつ確実に履行されていることを確認するため、業務内容の品質及び履行状況を県が監視する行為のことである。

(2) 内容

ア 定期モニタリング

要求水準の未達や業務スケジュールの遅延等のリスクが発生することを防止することを目的として、受注者による業務の履行状況及び要求水準の充足状況について、県との協議によりあらかじめ決定される時期及び頻度において定期的な確認を行うもの。

イ 随時モニタリング

要求水準の未達や業務スケジュールに遅延等の恐れがあると認められる場合において事前に必要な対応等を講じることを目的として、定期モニタリングとは別途、県又は受注者が必要とする場合において臨時的に実施するもの。

ウ 請負代金等の支払時のモニタリング

設計・施工請負契約において定められる、県から受注者に対する請負代金等の支払に際して実施するもの。支払に伴う確認手順の内容及び必要な書類等の詳細は設計・施工請負契約のとおり。

(3) モニタリング実施計画書

受注者は、設計・施工請負契約の締結後、提案審査書類に基づき、「モニタリング実施計画書」の案を作成し、業務計画書とともに県に提出する。

モニタリングの詳細な内容は、提案審査書類の内容に応じて異なる場合もあるため、設計・施工請負契約の締結後にモニタリング実施計画書を策定するものとする。なお、モニタリング実施計画書は事業期間中にわたり県及び受注者との協議に基づき適宜見直しを図り、内容の充実及び向上を図るものとする。

4 モニタリングの方法

(1) 書類確認

受注者は、業務履行状況を要求水準確認計画書、要求水準確認報告書、その他入札説明書等において定める各業務に関する提出書類としてとりまとめ、自ら確認の上、県に提出して確認を受ける。

(2) 現地確認

県は、受注者が提出した要求水準確認計画書において、現地における立会いによる確認が必要とされている場合、その他施工の各段階で県が必要と認めた場合には、調査・設計業務及び建設業務の実施内容が、設計図書、要求水準確認計画書、要求水準を充足しているかについて、現地における確認を行うものとする。県が現地における確認を行う場合には、受注者は立会うものとする。

なお、県は工事の施工部分が要求水準に適合しないと認められる相当の理由がある場合で、必要があると認められるときは、受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(3) 会議を通じたの確認

県と受注者は、必要に応じて会議体を設置する。会議体の開催方法等の詳細については受注者の提案に基づき県と協議の上決定する。また、県又は受注者が必要と認める場合は、随時会議体を設け、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況、課題等を確認、共有する。

5 費用負担

モニタリングに要する費用については、県及び受注者各々に発生した費用を各々が負担する。

第2章 モニタリングの時期・手順

本事業のモニタリングの手順及び受注者と県の役割は図表1のとおりである。

図表1 モニタリングの手順と役割

時期	受注者	県
調査・設計業務の着手前	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は設計業務に着手前の段階において、設計業務計画書等、業務要求水準書及び設計・施工請負契約書に示されている書類、並びに要求水準確認計画書を作成の上、県に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、受注者からの提出書類の内容に関して、要求水準と同等又は要求水準を超過していることを確認する。
調査・設計業務期間中	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は会議を通じて、業務履行状況を報告する。 受注者は、調査を実施する場合、調査の着手前において調査計画書を作成の上、県に提出する。 受注者は、このほか、業務要求水準書及び設計・施工請負契約書に示されている書類を作成の上、県に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、会議に参加し、書類等を確認することを通じて、業務の履行状況を確認する。また、業務の履行状況が要求水準と同等又は要求水準を超過していることを確認する。
調査・設計業務の完了時	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は調査・設計業務の完了時に、設計図面のほか、業務要求水準書及び設計・施工請負契約書に示めされている書類を作成の上、県に提出する。 受注者は、設計図面を始めとした書類の内容等が、要求水準と同等又は要求水準を超過していることを、要求水準確認報告書を活用し確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県は業務要求水準書と提案審査書類の性能項目の全てについて、受注者から報告を受ける。 県は、受注者からの提出書類について、要求水準と同等又は要求水準を超過していることを確認する。 県は必要に応じて現地で立会い、検査を行う。
建設業務の開始前	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、建設業務の開始にあたり必要とされる、施工計画書等、業務要求水準書及び設計・施工請負契約書に示す書類を作成の上、県に提出するとともに、本工事の着手条件とされている監督官庁及び関係機関への許認可申請及び届出等の写しを県に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県は施工計画書、許認可申請、届出等の内容について、要求水準と同等又は要求水準を超過していることを確認する。

時期	受注者	県
建設業務 期間中	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は会議を通じて、業務履行状況を報告する。 受注者は、要求水準確認報告書等、業務要求水準書及び設計・施工請負契約書に示す書類を作成のうえ、県に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、会議に参加し、書類等を確認することを通じて、業務の履行状況を確認する。また、業務の履行状況が要求水準と同等又は要求水準を超過していることを確認する。 県は、必要に応じて現地で立会い、検査の他、受注者が実施する会議への同席を行う。
部分払のための 確認	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は部分払を請求しようとする場合、県との協議に基づき書面又は実地での確認を実施する。 受注者は、部分払請求の対象とする範囲について、要求水準確認報告書を作成のうえ、県に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県は受注者から提出のあった要求水準確認報告書に基づき、部分払請求の対象とされている範囲について、要求水準と同等又は要求水準を超過していることを確認する。
建設業務の完了 確認時	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、建設業務完了時に完成図書、その他業務要求水準書及び設計・施工請負契約書に示す書類を作成の上、県に提出する。 受注者は、設計図書、完成図書及び工事目的物の施工状況が、要求水準と同等又は要求水準を超過していることを、要求水準確認報告書を活用し確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、工事目的物の施工状況が、要求水準を満たしているかどうかについて、要求水準確認報告書を通じて確認し、現地で立会いの上、要求水準と同等又は要求水準を超過していることを確認する。

第3章 要求水準未達の場合の措置

1 改善勧告

県は、モニタリングの結果、要求水準未達と判断した場合は、受注者に対して、書面にて要求水準未達の是正を行うよう通知するものとする。

受注者は、県から改善勧告を受けた場合、是正対策及び是正期限を定め、その内容について県の承諾を得て改善を行うものとする。

県は、受注者による対応完了の通知又は是正期限の到来を受けて随時モニタリングを行い、適切に改善が行われたかどうかを確認する。

2 契約の解除

県は、上記の改善勧告をもってもなお要求水準未達が継続していると判断した場合で、

本事業の履行に重大な影響を及ぼす又は及ぼす可能性のある法令違反があったとき、受注者の責めに帰すべき事由により受注者の義務の履行が不能となったとき、その他設計・施工請負契約における契約解除事由に該当する事象が発生したとき、設計・施工請負契約を解除することができるものとする。契約解除の措置に係る詳細については設計・施工請負契約の規定によるものとする。